

広島県告示第四百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。
令和五年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ナースینگケアゆうゆう高木	府中市高木町二〇番地一	平成三二年一月一日
瀬山備北歯科	三次市十日市東四丁目三番六号	令和五年一月一日
オール薬局 ゆめモール西条店	東広島市西条町助実一一七二番地一階	令和五年三月一日